

授業料の免除・奨学金・保険制度

授業料の免除

学部学生（日本人）は、高等教育修学支援新制度による授業料免除、大学院生（日本人・留学生）は、本学の授業料免除制度による授業料免除を実施します。

授業料免除は、前期・後期に分けた学期によりそれぞれ判定します。免除の対象者に該当する場合は、本人の申請に基づき、授業料を全額または一部免除することがあります。

授業料免除に関する事務は、教育・学生支援部学生生活支援グループが担当しています。

1 免除の対象者

【学部学生（日本人）】

令和2年4月より、高等教育修学支援新制度による授業料免除を実施します。対象となる学生は以下のとおりです。

- ① 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生

【大学院生（日本人・留学生）】

本学の授業料免除制度による授業料免除を実施します。対象となる学生は以下のとおりです。

- ① 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- ② 授業料納付前6ヶ月以内（新入生の前期分については入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下、学資負担者）が死亡し、又は学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合（これらに準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合を含む。）で納付が著しく困難であると認められる場合

2 申請等の年間予定

【学部学生（日本人）】

	前期分	後期分
しおり配布開始（ダウンロード）	1月中旬	7月上旬
全学部受付	2月下旬	8月上旬
結果通知（継続申請者）	6月中旬	10月中旬
結果通知（新規申請者）	7月中旬	12月中旬

【大学院生（日本人・留学生）】

	前期分	後期分
しおり配布開始（ダウンロード）	1月中旬	7月中旬
全研究科受付	2月下旬～3月中旬	8月下旬～9月上旬
結果通知	7月中旬	12月中旬

※詳しい日程については、事前に学内の掲示板およびホームページにてお知らせします。

3 授業料の納付

申請を行った方は、結果通知があるまでの間、授業料の納付が猶予されます。

一部免除又は不許可となった場合は、所定の額を所定の期日までに必ず納付してください。

奨学金

育英事業を行っている団体は、日本学生支援機構のほか、地方公共団体・民間団体等の各種団体があります。いずれも、学業成績が優秀で、経済的理由により修学困難な学生に対して、奨学金の貸与又は給付を行っています。奨学金に関する事務は、教育・学生支援部学生生活支援グループ（医学部学務課学生係・創造工学部学務係・農学部学務係でも取り次ぎのみします。）が担当しています。なお、留学（受入れ・派遣）に関する奨学金事務は、国際グループが担当しています。

1 日本学生支援機構（貸与奨学金）

(1) 貸与種別

- ・第一種奨学金…無利子
- ・第二種奨学金…有利子

年3%を上限とする利子が付きます。（在学中又は返還猶予が認められている期間は、無利子です。）

(2) 貸与月額（2019年度の貸与額です。参考にしてください。）

種別		第一種奨学金（無利子）		第二種奨学金（有利子）
学種				
学 部	自宅通学	自宅外通学		2万円・3万円・4万円・5万円・6万円・7万円・8万円・9万円・10万円・11万円・12万円から選択できます。
	20,000円	20,000円		
	30,000円	30,000円		
	45,000円	40,000円 51,000円		
修士・博士前期課程 （専門職大学院を含む）		50,000円又は88,000円		5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から選択できます。
博士後期課程・ 博士医学課程		80,000円又は122,000円		

(3) 貸与期間

貸与始期から卒業又は修了までの最短期間（休学期間中は、原則として奨学金の交付は休止となります。）

(4) 奨学生の募集と採用

① 予約採用

入学前年に高等学校等で予約採用候補者として決定されている方は、入学後、「進学届」を提出（インターネットによる送信）し、「返還誓約書」を提出すれば本採用となります。「進学届」、「返還誓約書」の提出を怠ると、資格を失いますので注意してください。

これについては、掲示板や本学ホームページでお知らせしますが、詳しく知りたい方は、学生生活支援グループの奨学金担当窓口までお越しください。

② 在学採用

2020年度募集予定は、下記のとおりです。

学 種	周 知 方 法	申込受付期間	採用決定時期
修士・博士前期課程 (専門職大学院を含む)	学内の掲示板及び本学ホームページでお知らせします。	4月下旬	6月上旬
博士後期課程・博士医学課程		5月上旬	7月上旬
学部2～6年次			
学部1年次			

③ 大学院に進学する際の予約採用

香川大学の大学院に進学する方で、奨学金を希望する場合は、予約採用に申込みできます。

募集時期等は以下のとおりです。(あくまで目安ですので、学内の掲示板及び本学ホームページで必ず確認してください。)

学 種	対 象 者	申込受付期間	採用決定時期
修士・博士前期課程 (専門職大学院を含む) 博士後期課程・博士医学課程	申込受付期間において、 本学の大学院への進学が 決定している者。	9月下旬～ 10月下旬	1月初旬

※他大学の大学院に進学する場合は、各大学にお問い合わせください。

(5) 申込資格及び選考について

人物・学業ともに優れかつ健康であって、経済的理由により修学困難な者について、学力・家計等を基準に照らし選考します。

(6) 日本学生支援機構のホームページアドレス

<https://www.jasso.go.jp/>です。利用してみてください。

2 日本学生支援機構（新しい給付奨学金）

2020年度から実施される新しい給付奨学金は、国の高等教育における修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

(1) 支給月額

学種・世帯の所得金額に基づく区分		自宅通学	自宅外通学
学 部	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円

※生活保護（受けている扶助の種類は不問。）を受けている生計維持者と同居している方及び進学後も児童養護施設等から通学する方は、上表のカッコ内の金額となります。

(2) 給付期間

給付始期から卒業（修業年限の終期）までの期間（休学期間中は、原則として奨学金の給付は休止となります）。

(3) 奨学生の募集と採用

① 予約採用

入学前年に高等学校等で給付奨学金の予約採用候補者として決定されている方は「進学届」と「誓約書」の提出を行うことで本採用となります。「進学届」、「誓約書」の提出を怠ると資格を失いますので注意してください。

② 在学採用

2020年度に実施する在学採用については、年2回の募集を実施する予定です。

おおよその実施時期は以下のとおりです。

③ 日本学生支援機構給付奨学金の受給者は世帯の所得金額に基づく区分に応じてその期に納付すべき授業料が減免されます。

募集スケジュール（予定）

学 種	周知方法	申込受付開始	採用決定時期
学 部	学内の掲示板及び本学ホームページでお知らせします。	第1回：4月	7月（4月始期）
		第2回：9月	12月（10月始期）

(4) 申込資格及び選考について

人物・学業ともに優れかつ健康であって、経済的理由により修学困難な者について、学力・家計・その他の基準に照らし選考します。

3 各種団体

大学を通して募集する奨学金については、募集の都度、学内の掲示板及び本学ホームページにてお知らせします。大学を通さずに個人で応募するものは、各自で書類を請求し、申込みをしてください。

(注) 奨学金に関する募集等は、学内の「掲示板」及び「ホームページ」でお知らせします。定期的に見て、見落とすことのないようにしてください。

教育研究活動中における災害・賠償の保険

1 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」） 学研災付帯賠償責任保険

(1) 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

この保険は、教育研究活動中及び通学中の災害、事故により、身体に傷害を被った場合の災害補償制度であり、本学では、原則、全員加入することとなっています。

① 保険金が支払われる場合

日本国内外において、本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ったとき。ただし、「病気」は、この保険の対象となりません。

「教育研究活動中」とは、次の場合をいいます。

ア 大学の正課中及び学校行事中

イ 上記ア以外で学校施設内にいる間

ウ 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

エ 自分の住居と学校施設等との間を往復する間、学校施設等相互間を移動している間

② 保険金が支払われない場合

ア 故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線・放射能による傷害、無資格運転、酒酔い運転、施設外の課外活動で危険なスポーツを行っている間など

イ 飲酒による急性アルコール中毒症など、急激・偶然・外来の条件を充足しない事故

ウ 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないもの

③ 保険金の種類と金額

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金※2
正課中、学校行事中	2,000万円	120万円～3,000万円	治療日数1日以上が対象※1 3千円～30万円	1日につき 4,000円
学校施設にいる間 (課外活動中を除く) 通学中	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき 4,000円
課外活動中 (サークル活動中)	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数14日以上が対象 3万円～30万円	1日につき 4,000円
学校施設等相互間の 移動中	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき 4,000円

※接触感染予防保険金は、臨床実習中1事故につき15,000円（定額）が支払われます。

※1 「治療日数」とは傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」までの間の実治療日数（実際に入院または通院した日数）をいいます。

※2 入院加算金は、医療保険金の支払いの有無に関係なく、入院1日目から支払われます。

④ 保険料と保険期間

保険期間は、所定の修業年限にあわせます。

保険料には、通学中等傷害危険担保特約保険料を含みます。

昼間部医学系の保険料には、接触感染予防保険金支払特約保険料を含みます。

保険期間		1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	6年間
保険料適用区分	昼間部文科系・理工系	1,000円	1,750円	2,600円	3,300円		
	昼間部医学系	1,020円	1,790円	2,650円	3,370円	4,130円	4,800円
	夜間部文科系	450円	750円	1,100円	1,400円		

注) この保険の保険期間は、所定の卒業年次の3月31日までです。

(2) 学研災付帯賠償責任保険 ※医学部学生を除く

補償対象者は、「学生教育研究災害傷害保険」に加入している学生に限られます。

① Aコース：学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

この保険は、国内外において、正課、学校行事及びその往復途中で、他人にケガをさせた
り、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償するためのものです。

ア 対象となる活動範囲

(ア) 正課、学校行事及びその往復

(イ) 大学が、正課、学校行事、課外活動として認めた、インターンシップ、介護体験活
動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復

イ 対象外の活動

(ア) 正課、学校行事中を除く学校施設内での事故

(イ) 課外活動（アの(イ)の範囲を除く）

ウ 補償の対象とならない場合

被保険者の故意・心神喪失による事故、バイク・自転車・動物等の所有・使用・管理に
起因する事故、戦争・暴動・地震・噴火・津波等による事故、自転車・バイク・自動車・
航空機・船舶・車両・動物・楽器その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗難など

エ 補償金額

支払限度額	対人賠償・対物賠償あわせて、1事故につき1億円限度 (※免責金額0円)
-------	--

※ 免責金額とは、自己負担額をいいます。

オ 保険料と保険期間

保険期間は、所定の修業年限にあわせます。

保険期間	1年間	2年間	3年間	4年間
保 険 料	340円	680円	1,020円	1,360円

注) この保険の保険期間は、所定の卒業年次の3月31日までです。

(3) 手続

加入申込方法及び保険金請求手続

① 加入申込方法

学生生活支援グループで「払込取扱票」を受け取り、所定の保険料を郵便局にて払い込んで
ください。

② 保険請求手続

補償対象となる事故にあった場合には、すぐに学生生活支援グループへ報告してください。
請求手続についてご説明いたします。

また、公益社団法人日本教育支援協会のホームページを併せてご参照ください。

【学生のみなさんへ】事故通知方法のご案内（学研災・付帯賠償）

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/inform.htm>

異動（転学部・退学・休学）の場合の手続

次の場合、学生生活支援グループへ通知の上、所定の手続きを行ってください。

- ① 転学部・転学科・転課程・転コースしたとき
- ② 退学したとき（除籍・死亡を含みます）
- ③ 保険期間中に通算して1年以上休学したとき
- ④ 改姓したとき

休学、留年等で卒業延期になった場合には、保険期間は延長されませんので、再度加入手続を行ってください。

2 学研災付帯学生生活総合保険（略称「付帯学総」）

外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（略称「インバウンド付帯学総」）

※外国人留学生原則加入 医学部推奨

この保険は、学内、通学途中、臨床実習中、サークル活動、旅行、レジャーなど、学生自身の不慮の事故によるあらゆるケガや病気を、24時間補償します。

また、臨床実習中に患者に対して行った行為が原因でケガをさせたり、患者の物を壊した場合や、日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物を壊して賠償責任を負った場合に補償します。

さらに、臨床実習中に針刺事故が発生し、事故による感染のおそれがあるために予防措置を受けた場合には、その予防措置費用を補償します。

また、学外実習の受入先から賠償責任保険への加入者であることを受入条件とする医療機関が増えてきています。

医学部学生（医学科・看護学科・臨床心理学科）と医学系研究科学生については、補償内容上、加入することを推奨しています。外国人留学生は、原則加入です。それ以外の学生については、任意加入としています。

詳しくは、パンフレットをお渡ししますので、医学部学務課学生係又は学生生活支援グループ（外国人留学生は国際グループ）の窓口まで取りに来てください。

補償対象者は「学生教育研究災害傷害保険」に加入している学生に限られます。